

事業用自動車等連絡書

使用者の名称・住所・使用の本拠変更

届出した新しい名称・住所

この書類は、道路運送事業、第... 事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの又は... 有効期間... 発行の日から1ヶ月

該当する事業に○をつけて下さい。

事業等の種別	旅客〔乗合・貸切・ハイヤー... 特定〕貨物〔 <u>一般</u> ・特定・軽・重板・第...	
使用者の名称 (事業者名)	京都〇〇運送 株式会社	所属営業所名 本社
使用者の住所 (事業者の住所)	京都市伏見区竹田向代町37	使用の本拠の位置 (営業所の位置) 使用者の住所と同じ
使用・廃止の別	使用しようとする自動車	廃止(一時抹消等)する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印 旧自動車登録番号(車)
	[型式]新車の場合(諸元表の写しを提示)	※登録完了印・登録官印
	[車体番号]中古車の場合(車検証等の原本若しくは写しを提示)	
	VVV-xxxx12345	
① 自動車の年式..... H 24 年式 (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 2 人		年式 人
② 旅客自動車..... 自動車の長さ..... cm		cm
③ 貨物自動車..... 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽)..... 最大積載量 3000 kg		最大積載量 kg
事案発生理由	※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更[増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動 (運輸支局 → 運輸支局)] 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更 ()	
備考欄	※ 旧名称:京都××運輸 株式会社 旧住所:久世郡久御山町田井東荒見27-2 旧使用の本拠:久世郡久御山町田井東荒見27-2	
確認印及び 担当官印	※ 確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取... 車検証に記載されている住所・使用の本拠 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸... 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあつては軽自動車検査協会)に提出してください。 5. ※印欄は記入しないで下さい。
輸送部門 (企画輸送部門)	発行元連絡先: 運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL - -	

新しい営業所住所

これらの数字等は車検証等に記入してあります。旅客自動車は長さ、貨物自動車の場合は種別と最大積載量を記入して下さい。

車検証に記載されている住所・使用の本拠